

地域ケアシステムにおけるホームヘルパーの役割の再検討

～ソーシャルワーク機能に焦点をあてて～

鳥海直美

キーワード：ホームヘルプサービス，コミュニティケア，ソーシャルワーク

Keywords：homehelp service, community care, social work

1. 緒言－課題の所在および研究目的

ホームヘルプサービスは1956年の長野県の「家庭養護婦派遣事業」に由来し、1962年の家庭奉仕員制度をもって国庫補助事業化された。その運営要綱においては、独居の被保護高齢者を対象とし、業務内容は「家事、介護に関すること」と「相談、助言に関すること」とされた。1967年には身体障害者へ、1969年にはねたきりの高齢者へ、1970年には心身障害児に派遣対象が拡大されるようになったが、当初は所得制限や独居の要件が設けられたものであり、救済的な特色が強い施策であった。1970年代以降のコミュニティケア施策の進展に伴って、ホームヘルプサービスの量的拡充が図られるようになった。

社会福祉基礎構造改革が進展する中、2000年に制定された社会福祉法の第4条においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、ホームヘルプサービス提供機関もまた地域福祉を推進する担い手のひとつとして法的に位置づけられた。また、介護保険制度の導入を巡って、ケアマネジメントと連動してホームヘルプサービスが提供されるようになった。

しかしながら、2004年7月の社会保障審議会介護保険部会による「介護保険制度の見直しに関する意見」¹⁾では、訪問介護の介護報酬を「身体介護型」「生活援助型」という現行の2区分から、行為別・機能別に再編することに加えて、軽度者に対する「家事代行型」の支援を見直し、その代替として介護予防サービスを給付するという方向性が示された。このように、高齢者の生活状況を細分化して捉えるホームヘルプサービスのあり方は従来の施策においても確認されるが、次の2つの課題を孕んでいる。第1に、身体的状況のみならず、心理的状況や社会的状況も含めた個人の生活を全体的に支えるホームヘルプ実践がどのようなものであるかが問われていない。第2に、居宅内での支援のみに収束せず、地域ケアシステムの改善に寄与し得るホームヘルプ実践、つまりは、地域福祉の推進に貢献するホームヘルプ実践とはどのようなものであるかが問われていない。

ところで、高齢者や障害者の社会的課題を把握し、相談面接や連絡調整などの方法を用いて課題の解決に向けた支援をすると同時に、その課題が生起するところの地域社会を変容させる取り組みはソーシャルワークの関心の中心である。そこで、本研究においては、ホームヘルプサービスが直面する現在の課題の生成過程を、コミュニティケア施策の変遷に沿って明らかにしたうえで、ホームヘルプサービスとソーシャルワークの関係について概念整理を行うこととする。それらを通して、今後のホームヘルパー（以下、「ヘルパー」）の役割に一定の示唆を与えることを研究目的とする。

2. コミュニティケア施策の変遷にみられる課題の生成過程

(1) コミュニティケアにおけるホームヘルプサービスの位置づけ

コミュニティケアはイギリスの精神障害者や知的障害者の福祉施策において、入所施設におけるケアからコミュニティを基盤とするケアへの政策転換の中で台頭した考え方であり、「ボランティアな活動やインフォーマルな支援も含めて、福祉的な支援を必要としている地域住民が、尊厳を保ちながら地域のなかで自立した生活を営むことができるように支援していくこと」と定義される³⁾。このようなコミュニティケアを展開するためには、地域内のさまざまな機関・団体が組織的に連携し、一貫したケアを包括的、効率的、継続的に行うための地域ケアシステムの構築が必要であり³⁾、ホームヘルプサービスもまた地域ケアシステムを基盤にして提供される。

岡村は、コミュニティケアを地域福祉の構成要素として捉えたうえで、コミュニティケアをになうホームヘルプサービスの供給体制について、生活行為上の困難を解決するだけでは本人を地域社会にとどめておく「居宅保護」に過ぎないとし、個人に対する援助と同時に、「問題発生の根源である地域社会の社会構造や社会関係の欠陥に迫るような福祉活動」が必要であると、地域社会や社会関係との接点で生じる課題を視野に入れた活動の必要性を言及している⁴⁾。また、永田は、「社会福祉サービスを必要とする個人・家族の自立を地域社会の場において図ること」⁵⁾が地域福祉の目的とであると、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスをその構成要素のひとつとしている。さらに、地域福祉の担い手を「コミュニティワーク群」と「ケアワーク群」に大別し、ヘルパーを後者に分類している。

これらのことから、ホームヘルプサービスはコミュニティケアを具現化する在宅福祉サービスの一部であり、地域福祉を構成するものとして位置づけられる。次節で述べるコミュニティケアの展開は、在宅福祉サービスを効率的に提供する地域ケアシステムの構築過程でもあり、地域福祉の形成過程としても捉えられる。

(2) コミュニティケアの進展期におけるホームヘルプサービスの量的拡充

わが国の社会福祉施策において、「コミュニティケア」という言葉が初めて用いられたのは、1969年の東京都社会福祉審議会の答申であったといわれている。その頃より理論化される地域福祉論とも関連しながら、コミュニティケアはこれからの社会福祉の方向性として捉えられた。とりわけ、在宅福祉サービスの供給主体の多様化と量的拡充というかたちでその推進が図られてきたが、当時のホームヘルプサービスの利用要件には所得制限が課せられ、救貧施策の域を出ないものであった。

1973年には、高齢者の介護は所得に関係のないニーズであるという見解が表明されていたにもかかわらず⁶⁾、1974年の「福祉見直し論」の登場に加えて、1979年の「日本型福祉社会」の提起によって、福祉行政の公的責任が縮小され、そこから切り捨てられたニーズについては、「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯」で対応することとされた。1973年の厚生労働白書においては、「地域社会自体が地域社会自らの福祉の問題としてこのような在宅老人の問題に主体的に立ち上がるための自主的な活動」をになうという方向性が示され、「民間奉仕活動の開発育成」を目的とする民間福祉活動組織「奉仕銀行」が設置され、地域の女性や主婦から高齢者介護の担い手が育成された。

さらに、1979年には全国社会福祉協議会より『在宅福祉サービスの戦略』が示され、市町村社会福祉協議会が在宅福祉サービスの中核的な供給主体として位置づけられ、ホームヘルプサービスの委託運営が推し進められた。さらに、同報告書において、ホームヘルプサービスは「家族による介護の代行業務」であり、「代替補完的ニーズを満たすための非専門的サービスである」⁷⁾という考えが示され、ヘルパーの非常勤労働化と、ホームヘルプサービスを補完するものとして住民参加型在宅福祉サービスの提供が促された。そこで、増大する非常勤ヘルパーへの指導を行う必要性が高まり、1985年に主任家庭奉仕員制度が導入され、主任家庭奉仕員と称されるコーディネーターが、①家庭奉仕員に対する指導助言、②必要とされるサービスの事前調査、③利用者または家庭奉仕員間の連絡調整、④他機関との連絡調整などの役割をになうこととされた。

1989年のゴールドプランによる在宅福祉サービスの整備目標の数値化を契機に、わが国におけるコミュニティケアの理念が実体を伴って展開することになった。1991年に在宅介護支援センター運営事業が開始されると、在宅介

護支援センターのソーシャルワーカー等と連携しながらチームで在宅高齢者を支援する体制が整備され、主任ヘルパーの登用が進められた。主任ヘルパーの役割は主任家庭奉仕員のそれを踏襲するものであったが、「利用者のニーズ評価、サービス提供スケジュールの作成、担当ヘルパーの選定」が加えられ、利用者のニーズに応じてサービスを個別に調整する相談援助機能が強く求められることになった。また、主任ヘルパーの登用を促すために国庫補助の交付基準が改正され、主任ヘルパーの配置およびコーディネート業務に関する財政基盤が確保されることになった。

このように、わが国の政策側から提起されたコミュニティケアという概念は、公的福祉の抑制と相互扶助の高揚を意図するものであり⁸⁾、ホームヘルプサービスの量的な充実を促すことになったものの、その実践を「安上がりの福祉担い手団体」に委ねようとするものであった。その結果、ヘルパーの労働環境を劣悪にし、その専門性の確立を阻むことに繋がったと考えられる。しかしながら、それらを補完するために熟練ヘルパーから登用されたコーディネーターの役割に相談援助や連絡調整などのソーシャルワーク機能の一部がみられ、その調整範囲は限定的なものであったものの、在宅介護支援センターのソーシャルワーカーよりも先行して施策上に配置されていたことは注目されよう。

(3) 社会福祉基礎構造改革期にみられるホームヘルプサービスの質的変容

社会福祉基礎構造改革の推進に伴って、「地域での総合的な支援」のためにケアマネジメントの手法の導入が推し進められ、それと連動してホームヘルプサービスが提供されるようになった。また、1997年度より従来の人件費補助方式に加えて事業費補助方式が選択実施されることになり、サービスの供給量に応じた国庫補助が行われるようになった。事業費補助方式の補助基準は「身体介護中心業務」と「家事援助中心業務」に分けられ、環境整備や相談援助・情報収集などの「基本サービス」がそれらに含めて実施されることとされ、補助の対象を実質サービスに限定する方向が打ち出された。さらに、1999年にはチーム単位及び主任ヘルパー単位に加算されていた国庫補助が廃止されたことにより、制度上のチーム運営方式が消滅し⁹⁾、コーディネート業務の財政基盤が失われることになった。

介護保険制度および支援費制度においても、事業費補助方式の体系が引継がれることになり、両制度下の指定事業者には事業規模に応じて1人以上のサービス提供責任者を配置することが義務づけられ、従来の主任ヘルパーの業務内容の多くが継承された。加えて、ケアマネジャーとの連携やサービスの質の管理が求められるようになり、サービス提供責任者による実践に相当する財政基盤が明確化されない中で、実体としての連絡調整機能は強化されることになった。

このように、コミュニティケア施策が社会福祉基礎構造改革と一体的に展開される中で、ホームヘルプサービスに出来高払い方式が導入され、相談助言や連絡調整に関する実践が直接的に報酬に反映されないこととされた。出来高払い方式がホームヘルプサービスのあり方にもたらす弊害として、家事よりも報酬の高い身体介護に傾斜したサービス提供を促すことに加えて、ヘルパーの役割が入浴、食事、排泄、移動などの定型業務に画一化され、定型化できない相談助言・調整機能が縮小されることが懸念されている¹⁰⁾。また、頻繁なヘルパーの交代が利用者との信頼関係の形成を阻害し、サービスの即物化に繋がることが指摘されている¹¹⁾。これらの指摘は、2004年7月の「介護保険制度の見直しに関する意見」において一層の実現性を帯び、ホームヘルプサービスによる支援が身体介護に矮小化しつつあることが懸念される。

ホームヘルプサービスが直面する課題の生成過程が明らかになったところで、次には、地域社会および社会関係との接点で生じる課題に応えることに主眼を置いてきたソーシャルワークに焦点をあてて、ホームヘルプサービスとの関係を概念整理しながら、ホームヘルパーの役割を再検討する。

3. ホームヘルプサービスにおけるソーシャルワーク機能の検討

(1) ケアワークとソーシャルワークの関係から

ホームヘルプ実践は、直接的な支援をになうケアワークとして捉えられるのが一般的である。わが国におけるケアワークの機能や役割に関する研究は、1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の法制化以降に多くみられるが、

そのうち、ケアワークの概念規定を試みた黒川、根本、成清、笠原、大和田の研究をとりあげ、ケアワークとソーシャルワークの関係について整理する。

黒川はケアワークの機能を、①具体的世話、②物的支援、③集団活動の支援、④精神的支援、⑤関心とし、社会的相互作用を高めながら精神的に支える行為もケアワークに含まれるとしている¹²⁾。また、根本は、日常生活場面で生起する問題に対して身体的援助を通して自立を支援するケアワークの過程には、対象者と環境との相互作用上の問題を調整する必要があることから、ソーシャルワークが焦点とする心理・社会的側面の課題にアプローチすることも含まれると指摘している¹³⁾。一方、成清はケアワークの業務内容を、①直接的・具体的サービス、②ソーシャルワーク、③関連業務に整理し、ケアワークはソーシャルワークに組み入れられ、両者の関係は相互援助関係にあるとしている¹⁴⁾。笠原も介護福祉技術の展開の場に合わせて、心理的・社会的な困難に対する直接援助技術および間接援助技術などのソーシャルワークを活用することが重要であるとしている¹⁵⁾。

これらの先行研究に加えて、ソーシャルワーク領域の先行研究も概観したうえで、ケアワークとソーシャルワークの関係を体系的に論じたのが大和田である。大和田は、個人にとって日常生活と社会生活は同心円状の広がり過ぎないとし、「社会福祉援助を必要とする利用者に対して向き合う以上、ケアワーク機能には、身体的援助業務や家事援助業務という直接的具体的サービスと心理的援助や社会的援助、すなわちソーシャルワーク的業務が補完的に付加される」とし、ケアワークとソーシャルワークは相互補完の関係のうちに実践されるとしている。また、両者は理論的に区別されることは重要であるが、現実的にはソーシャルワークに統合されるとする立場を示している。さらに、ケアワーカーは「地域社会の介護の社会化に貢献する」者であるとし、地域福祉の推進に対する責務を言及している¹⁶⁾。

これらのことから、ケアワークが基盤とする生活観は、個人の生活において身体的課題と心理・社会的課題は不可分に構成されるというものであり、ケアワークとソーシャルワークは理論的に異なる機能を有するとしながらも、ケアワークを実践する過程でソーシャルワークを活用することが必要であり、両者は相互補完的な関係であるといえる。

(2) ホームヘルプサービスとソーシャルワークの関係から

前節ではホームヘルプをケアワークとして捉えてソーシャルワークとの関係を検討したが、本節ではホームヘルプをソーシャルワークとして捉える立場から両者の関係を整理する。わが国におけるホームヘルパーの役割や機能に関する研究は、在宅福祉サービスが注目される1980年代後半よりみられるが、そのうち、ヘルパーの専門性を明らかにすることを試みた先行研究をとりあげ、ソーシャルワーク機能がどのように位置づけられているかを確認する。

ヘルパーの有するコーディネート機能に着目した須加は、事例研究を通してその機能を、①ケアを通じた問題把握と主体的サービス、②家庭全体を見据え、目的をもった臨機応変のサービス、③ケアを通じた共有化と態度の変容、④家庭と生活に合わせた情緒サービスの調整、⑤家族の個性に応じた関係の形成、⑥生活面からの健康援助と予防の6点に整理した。また、ソーシャルワーカーによるコーディネート機能の違いとして、ヘルパー自らが利用者の恒常的な介護力・生活力の一部として参加しながら、生活場面に見合った連絡調整を行うことであると指摘している¹⁷⁾。さらに、ホームヘルプサービスとソーシャルワークの共通性として、①援助関係を基礎としたアセスメント、②身体・心理・社会の3側面を関連付けて把握すること、③目的をもった援助計画、④人と状況の関連性の中で利用者を捉えることの4点を指摘し、ホームヘルプサービスとソーシャルワークとは主にアセスメントの視点に共通性が多いとしている¹⁸⁾。

ヘルパーをソーシャルワーカーとして捉えようと試みたのが小川と大和田である。小川は、ヘルパーの専門性を、①サービス内容の基礎性・総合性、②サービス場面の個別性・地域性、③サービス提供の直接性・継続性、④サービスの対人性・人格性、⑤サービスの緊急性・突発性、⑥サービスの公共性・権利性の6点に整理し¹⁹⁾、本人を主体としながら本人と家族の生活の維持・回復・発達を援助することの有効性において、「ソーシャルワーカーとして評価されるべき」としている²⁰⁾。また、大和田によると、介護や家事を媒介にしながらではあるものの、生活環境の調整や家族・近隣関係の調整などの心理・社会的援助、情報提供、相談助言、関係機関への連絡調整、生活意欲の促進、生活リズムの調整、生活力の形成などの役割を通して、ヘルパーがソーシャルワーク機能の一部にな

うと言及している²¹⁾。

ヘルパーの有するこれらのソーシャルワーク機能は実証的に明らかにされつつある。ホームヘルプサービス労働をタイムスタディの手法を用いて分析した石橋によると、構成割合の大きい業務は「居室の清掃・整理」、「話し相手」に関する業務であり、熟練ヘルパーは「話し相手」に重点を置く傾向があった²²⁾。また、森下らは介護福祉士資格の有無によってホームヘルプサービス業務の実践度の比較を行ったが、「処遇計画」「福祉医療情報の提供」「家族に対する技術指導」において有資格者が無資格者よりも実践の程度が有意に高く、有資格者が必要とする知識・技術は、「カウンセリングの理論や技術」「社会保障制度に関する知識」などの相談援助や連絡調整に関連するものであった²³⁾。さらに、神山はホームヘルプサービス提供機関における困難事例を抽出し、ソーシャルワーク機能を活用した対人援助によって問題解決を図る過程を明らかにした。問題解決の過程でみられたソーシャルワーク機能は、①インテーク（受容と傾聴，アセスメント，公私サービスの振り分け）、②ヘルパースキル（相談援助，連携）、③利用者支援（危機介入，エンパワメント，アドボカシー）、④多機関連携（社会資源組織化，インフォーマルネットワークの構築，ケアチームの運営）、⑤サービス改善・開発（個別支援，地域連携システム）に分類され、これらを活用することによって問題解決に一定の効果がみられたと結論づけている²⁴⁾。精神障害者ホームヘルパーの役割を実証的に検討した喜田は、障害者および高齢者に対するヘルパーに共通する役割として、①情緒面での支援者、②代弁者、③問題の発見者、④他機関との連絡調整、⑤地域住民への安心感の付与の5点に整理している。これらはソーシャルワーク機能の一部であるといえるが、介護を必要としない精神障害者に対するホームヘルプ実践においては、ソーシャルワークを活用したアプローチが積極的に用いられていることが示唆される²⁵⁾。

このように、ホームヘルプサービスの専門性を明らかにする研究においては、家事や介護を媒介にして心理的・社会的課題を支援する役割を有するという見解に合意がみられ、その支援の範囲は連絡調整やサービス開発などソーシャルワークの第一義的な機能にも及び、ホームヘルプサービスとソーシャルワークを分ち難いとする見解も多くみられた。

次には、ホームヘルプサービスが実際に展開される地域ケアシステムにおいてヘルパーがになう役割を、ソーシャルワーク機能に焦点をあてて検討する。

(3)地域ケアシステムにおけるヘルパーのソーシャルワーク機能

コミュニティケアの進展に伴い、在宅福祉サービスの種類および供給主体が多様化するにつれ、利用者のニーズに見合ったサービスを調整し、関係機関との連絡調整を総合的に行う方法としてケアマネジメントの手法が用いられるようになった。ケアマネジメントシステムにおけるヘルパーの役割として、生活場面におけるニーズを把握しやすい立場を活かして、モニタリングやアドボカシーなどのケアマネジメント機能の一部をになうことが期待されている²⁶⁾²⁷⁾。また、David Challisによる高齢者の長期ケアに関する研究においては、直接的なケアサービスを提供する過程では、基本的なケアのニーズとその他の問題との相互作用によって別の問題が発生しやすいことから、ケアワークとソーシャルワークという従来の2分論でのアプローチではなく、ケアの目標達成の手段としてソーシャルワーク的なアプローチを用いることの重要性が指摘されている²⁸⁾。

コミュニティケアのさらなる進展は、個人と地域を対象とした援助を総合的に提供する社会福祉実践としてのコミュニティソーシャルワークを要請することになった。大橋は、コミュニティソーシャルワークの定義を「ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャル・サポート・ネットワークづくりを行い、その人が抱える生活問題が同じように起きないように福祉コミュニティづくりを総合的に展開する地域を基盤としたソーシャルワーク」²⁹⁾とし、在宅福祉サービスの利用支援機能のみならず、サービス開拓機能やインフォーマルケアとのネットワーク機能の重要性を強調している。また、コミュニティソーシャルワークが展開される地域でのヘルパーの役割として、ソーシャルワーカーの代理者としてケアワーク実践を通じた相談支援にかかわることが可能であるとされている³⁰⁾。さらに、ヘルパーを「コミュニティケアワーカー」と称して、地域をどのように改善するかという視点を培うことの重要性も指摘されている³¹⁾。

このように、コミュニティケアの進展に伴って、ケアマネジメントやコミュニティソーシャルワークが相談支援の中軸をになうようになり、地域ケアシステムが機能しつつある中で、ヘルパーは個人に働きかけることに加えて、

事業所が単独で対応することの困難なニーズを地域ケアシステムにフィードバックすることが求められている。また、ヘルパーにはコミュニティソーシャルワークの支援課題を生活場面からリアリティをもって提起する重要な役割が期待されることから、ソーシャルワーク機能を活用した地域ケアシステムへのアプローチが一層求められるといえよう。

4. 結語－研究のまとめと今後の課題

本研究においては、コミュニティケア施策の進展に伴ってヘルパーの非常勤化が進み、その専門性の確立が阻害されてきた経緯に加えて、介護報酬上における相談助言に関する業務の位置づけが縮小され、ヘルパーの役割が身体介護に傾斜する経緯を確認した。そこで、心理的状況や社会的状況にアプローチするソーシャルワーク機能と関連づけてヘルパーの役割を捉え直すために、ホームヘルプサービスとソーシャルワークの関係について概念整理を行った。その結果、ヘルパーには家事や介護を媒介にして心理的・社会的課題を支援する役割があり、支援過程においてソーシャルワーク機能を活用することの重要性が確認され、本人の生活と地域ケアシステムを媒介する役割を有することも示唆された。今後の研究課題として、地域ケアシステムにおけるヘルパーの実践に即して、その役割特性を他職種との比較を通して実証的に検証する必要がある。

さいごに、ヘルパーの有するソーシャルワーク機能の限界に触れながら、役割実践を方向づける価値観のありようについて検討する。ヘルパーがソーシャルワーク機能を駆使しようとも生活課題を解決できない場合には、本人がその問題と向き合いながら生活を継続できるような支援が求められるが、それは生きる過程を他者と共有し、さまざまな人間関係の中で新しい局面を共に切り拓いていくことに他ならない³²⁾。「コミュニティ」という言葉の語源は、ギリシャ語の「コミュニケーレ」という言葉に遡り、仲間、友人、同僚という意味と、苦勞、悩み、悲しみという意味の2つを有している。その語義が示す原理的な人間観は、生に付随する苦悩を仲間と共ににない、分かち合うというものであり、現在のコミュニティケアおよび地域福祉の志向とも重なるものである³³⁾。そのようなコミュニティを基盤にして展開されてきたホームヘルプ実践は、人間の人格に深くかかわる人間的な営みであり、互いの人間性を直接的に対峙させなければならないために、人間の独自性や生の一回性を本質的認識とする人間観が求められる。ヘルパーが地域福祉を志向する時、支援する－支援されるという2分論の関係を越えて、本人とヘルパーが主体性を相互に発揮し、生きる時間そのものを共有していくような価値観が求められよう³⁴⁾。介護保険制度の見直しの方向性が示され、ヘルパーの役割が揺らぐ現在にあってこそ、ヘルパーおよびコミュニティの志向する価値が問い直されなければならない。

引用文献

- 1) 社会保障審議会介護保険部会による「介護保険制度の見直しに関する意見」(2004年7月30日付)
- 2) 松端克文：コミュニティケア。(上野谷加代子・松端克文・山縣文治)よくわかる地域福祉，ミネルヴァ書房，28 (2004)
- 3) 佐藤順子：地域ケアシステム。(加納光子・成清美治)現代社会福祉用語の基礎知識，学文社，156 (2002)
- 4) 岡村重夫：地域福祉論，光生館，42 (1974)
- 5) 永田幹夫：改訂 地域福祉論，全国社会福祉協議会，45 (1993)
- 6) 森川美絵：在宅介護労働の制度化過程－初期における領域設定と行為者属性の連関をめぐって，大原社会問題研究所雑誌 No.486，23 (1995)
- 7) 全国社会福祉協議会：在宅福祉サービスの戦略 (1979)
- 8) 牧里毎治：地域福祉論，川島書店，8 (2000)
- 9) 村川浩一：今日のホームヘルプサービス。(ヘルパー養成研修テキスト作成委員会編)ヘルパー養成研修テキスト2級課程第1巻，313-314 (2001)。

- 10) 小野寿彦：ホームヘルプサービス施策の推移と介護保険制度。(河合克義) ホームヘルプサービスの公的責任を考える, あけび書房, 68 (1998)
- 11) 小川栄二：ホームヘルプサービス労働のあるべき姿と改善課題。(河合克義) ホームヘルプサービスの公的責任を考える, あけび書房, 91-93 (1998)
- 12) 黒川昭登：現代介護福祉論－ケアワークの専門性, 誠信書房, 12-14 (1989)
- 13) 根本博司：ケアワークの概念規定。(一番ヶ瀬康子) 新・介護福祉学とは何か, ミネルヴァ書房, 27-30 (2000)
- 14) 成清美治：新・ケアワーク論, 学文社, 29-31 (2003)
- 15) 笠原幸子：介護福祉におけるソーシャルワークの役割。(一番ヶ瀬康子) 新・介護福祉学とは何か, ミネルヴァ書房, 160-162 (2000)
- 16) 大和田猛：ソーシャルワークとケアワーク, 中央法規出版, 264-284 (2004)
- 17) 須加美明：ホームヘルプサービスの機能と専門性。(木下安子・在宅ケア研究会) ホームヘルパーは在宅福祉の要, 萌文社, 49-65 (1989)
- 18) 須加美明：ホームヘルプサービスとソーシャルワークの共通性と固有性－ソーシャルワークとケアワークの共通基盤に向けて, 長野大学紀要21 (1), 37-46 (1999)
- 19) 小川栄二：ホームヘルプサービス労働の専門性。(植田章・垣内国光・加藤蘭子) 社会福祉労働の専門性と現実, かもがわ出版, 145 (2002)
- 20) 小川栄二：ホームヘルプサービス労働のあるべき姿と改善課題。(河合克義) ホームヘルプサービスの公的責任を考える, あけび書房, 107 (1998)
- 21) 大和田猛：ソーシャルワークとケアワーク, 中央法規出版, 171-175 (2004)
- 22) 石橋潔：タイムスタディ調査によるホームヘルプサービス労働の専門性の検証。広島大学総合科学部社会文化論集6, 1999年3月
- 23) 森下早苗ら：ホームヘルパーにみる介護福祉士資格の有無による業務内容の比較。岡山県立短期大学部研究紀要2, (1995)
- 24) 神山裕美：高齢者のホームヘルプサービスにおける対応困難事例の検討－ソーシャルワーク機能とその課題, 日本老年社会科学23(2), (2001)
- 25) 喜田恵：在宅精神障害者のホームヘルプサービスに関する研究－その支援内容と必要性, 大阪市立大学大学院生活科学研究科修士論文 (1999)
- 26) 平井俊圭：ヘルパーステーションにおけるケアマネジメント。(白澤政和・蛭江紀雄) ケアマネジメント論, 全国社会福祉協議会, 159 (2004)
- 27) 沖倉智美：ホームヘルパー養成プログラムに関する提言－ケアマネジメントシステムの中で機能するために, 大妻女子大学人間関係学部紀要人間関係学研究, 創刊号, 180-181 (2000)
- 28) David Challis&Bleddyn Davis：Case Management inCommunity Care (1986), 窪田暁子・谷口正隆・田端光美訳, 地域ケアにおけるケアマネジメント, 光生館, 167-172 (1991)
- 29) 大橋謙策：社会福祉基礎構造改革とコミュニティソーシャルワーク。月刊福祉83 (7), 32 (2000)
- 30) Roger Hadley, Mike Cooper, Peter Dale, and Graham Stacy：A Community Social Worker's Handbook (1987), 小田兼三・清水隆則監訳, コミュニティ・ソーシャルワーク, 川島書店, 158 (1993)
- 31) ウィリアム G. ブルーグマン, スン・レイ・ブー, 前田美也子：コミュニティソーシャルワークの基礎, トムソンラーニング, 12-13 (2002)
- 32) 徳永幸子：介護労働の特質に規定される介護サービスの質の問題。活水論文集44, 91 (2001)
- 33) 小田兼三：コミュニティケアの社会福祉学－イギリスと日本の地域福祉, 勁草書房, 143 (2003)
- 34) 徳永幸子：同掲論文